

奈良市文化振興補助金交付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、奈良市文化振興補助金交付要綱（令和元年奈良市告示第 号。以下「交付要綱」という。）第6条第2項の規定に基づく審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、交付要綱において使用する用語の例による。

(審査)

第3条 審査は、別表1に掲げる審査項目について審査を行う。

2 審査の採点は、別表2に定める評価基準に基づき行う。

3 審査は、補助金の区分が市民文化活動支援事業については一次審査を、都市文化推進支援事業については一次審査及び二次審査を行う。

(一次審査)

第3条 一次審査は、部会員が交付要綱第5条の規定により要望者から提出された要望書等を精査し、別表1に掲げる審査項目ごとに別表2に定める評価基準に基づき採点して行う。

2 審査部会は、前項の採点の結果に従って、市民文化活動支援事業については交付候補事業の適否を、都市文化推進支援事業については二次審査の対象となる交付候補事業を決定する。

3 前項の場合において、市民文化活動支援事業については、審査部会は、別表3に定めるところに従い事業ごとの交付予定額を算定し、第1項の採点の結果の上位から順に予算を超えない範囲で交付候補事業とする。ただし、同項の採点の結果において平均点数が50点未満であった事業は、交付候補事業としない。

4 審査部会は、第2項の規定による市民文化活動支援事業の交付候補事業の適否の決定に際し、事業計画書等の内容等について必要な意見を付けることができる。

5 審査部会は、第3項の規定により交付候補事業とされた事業を除く事業を、第1項の採点の結果の上位から順に交付候補補欠事業とする。ただし、同項の採点の結果において平均点数が50点未満であった事業は、交付候補補欠事業としない。

(二次審査)

第4条 二次審査は、前条第2項の規定により二次審査の対象と決定された事業の要望者が審査部会において実施するプレゼンテーションを、別表1に掲げる審査項目ごとに別表2に定める評価基準に基づき採点して行う。

2 審査部会は、前項の採点の結果に従って、都市文化推進支援事業の交付候補事業の適否を決定する。この場合において、広域参加型については、別表3に定めるところに従い事業ごとの交付予定額を算定し、第1項の採点の結果の上位から順に予算を超えない範囲で交付候補事業とする。国際発信型については、第1項の採点の結果の上位から3事業までを交付候補事業とし、これら以外の事業については交付候補事業としない。

3 前条第3項ただし書、第4項及び第5項の規定は、都市文化推進支援事業について準用する。ただし、国際発信型については第5項の規定は準用しない。

別表 1

審査項目表

審査項目		No	着眼点	配点
共通項目	公益性	①	市民が主役となる文化事業であるか	15
		②	参加者及び事業範囲が制限されず、広く市民に事業効果が及ぶか	
		③	客観的に公益に資すると認められる事業であるか	
	有効性	①	市民の文化に対する意識を高める効果があるか	15
		②	本市の文化的環境を高める効果があるか	
		③	補助額に見合った効果が期待できるか	
	適格性	①	事業内容・予算規模・実施体制などは適正であるか	15
		②	当該補助金以外にも自主財源の確保をめざしているか	
		③	事業の継続・発展のための工夫がみられるか	
	必要性	①	市民ニーズが高い事業であるか	15
		②	共生社会の実現という観点から、必要性が高い事業であるか	
		③	市が実施するよりも高い効果が期待できる事業であるか	
事業別項目	市民文化活動支援事業	①	市民が文化活動に参画する場の拡充につながるものか	40
		②	地域コミュニティへの波及効果は高い事業であるか	
		③	地域が持つ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		④	文化活動を行う次世代の育成につながるものか	
	都市文化推進支援事業(広域参加型)	①	市外・県外からも広く参加が見込めるものか	40
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③	本市の都市格の向上に資する事業であるか	
		④	本市の都市魅力を広く発信する事業であるか	
	都市文化推進支援事業(国際発信型)	①	国際的な発信力が高く、国内外からの誘客が見込め、経済波及効果が期待できるか	40
		②	奈良がもつ特性・資源を活用した事業内容であるか	
		③	国際的な文化交流が図られる事業であるか	
		④	本市の国際的な価値の向上に資する事業であるか	

別表 2

評価基準

評価	点数	
	共通項目	事業別項目
高く評価できる	15	40
評価できる	12	32
標準的	9	24
やや問題がある	6	16
問題がある	3	8

別表 3

補助金交付予定額算出表

補助金の区分：市民文化活動支援事業

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（50万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	90%	
3位	80%	
4位	70%	
5位	60%	
6位	50%	
7位	40%	
8位	30%	
9位～	20%	

補助金の区分：都市文化推進支援事業（広域参加型）

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（300万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	80%	
3位	60%	
4位	40%	
5位～	20%	

補助金の区分：都市文化推進支援事業（国際発信型）

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額（1,000万円）に乗じた額（補助金査定基本額）のいずれか低い額
2位	75%	
3位	50%	

附 則

この要領は、平成 31 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 16 日から施行する。